

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う家内労働法と労働安全衛生法の適用関係の明確化について

第11回家内労働部会資料

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案の概要【令和7年5月14日公布】

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進、職場のメンタルヘルス対策の推進、化学物質による健康障害防止対策等の推進、機械等による労働災害の防止の促進等、高齢労働者の労働災害防止の推進等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

既存の労働災害防止対策に個人事業者等も取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、

- ① 注文者等が講ずべき措置（個人事業者等を含む作業従事者の混在作業による災害防止対策の強化など）を定め、併せてILO第155号条約（職業上の安全及び健康並びに作業環境に関する条約）の履行に必要な整備を行う。
- ② 個人事業者等自身が講ずべき措置（安全衛生教育の受講等）や業務上災害の報告制度等を定める。

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

- ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている労働者数50人未満の事業場についても実施を義務とする。その際、50人未満の事業場の負担等に配慮し、施行までの十分な準備期間を確保する。

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設ける。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、一定の有害性の低い物質に限り、代替化学名等の通知を認める。
なお、代替を認める対象は成分名に限ることとし、人体に及ぼす作用や応急の措置等は対象としない。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一つとして位置付け、作業環境測定士等による適切な実施の担保を図る。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① ボイラー、クレーン等に係る製造許可の一部（設計審査）や製造時等検査について、民間の登録機関が実施できる範囲を拡大する。
- ② 登録機関や検査業者の適正な業務実施のため、不正への対処や欠格要件を強化し、検査基準への遵守義務を課す。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】

- 高齢労働者の労働災害防止に必要な措置の実施を事業者の努力義務とし、国が当該措置に関する指針を公表することとする。 等
このほか、平成26年改正法において改正を行った労働安全衛生法第53条について、規定の修正を行う。

施行期日

令和8年4月1日（ただし、1①の一部は公布日、4②は令和8年1月1日、3③は令和8年10月1日、1②の一部は令和9年1月1日、1①及び②の一部は令和9年4月1日、2は公布後3年以内に政令で定める日、3①は公布後5年以内に政令で定める日）

1 改正安衛法及び整備政省令に基づく改正内容

- 既存の労働災害防止対策に労働者と同じ場所で就業する個人事業者等をも取り込み、労働者のみならず、個人事業者等による災害の防止を図る観点から、労働安全衛生法令を改正。

《用語の定義》

法令上、以下の用語を新たに規定

- ① 個人事業者：事業を行う者で労働者を使用しないもの
- ② 作業従事者：事業を行う者が行う仕事の作業に従事する者
- ③ 作業従事役員等：中小の事業者又は個人事業者である作業従事者

【令和8年4月施行】

- ① 法第26条（事業者の措置に応じた事項の遵守義務）の対象を「労働者と同じ場所で作業に従事する労働者以外の作業従事者」に拡大
- ② 法第30条等による注文者等による措置の対象を「労働者」から「作業従事者」に拡大
- ③ 機械等貸与者（法第33条）や建築物貸与者（法第34条）が貸与する先（事業者）に「個人事業者」を追加
※ 対象機械等や対象建築物、対象建築物の共用部分に係る災害防止措置も追加
- ④ 「作業従事者」に対する申告権の付与

【令和9年1月施行】

- ① 個人事業者等に係る災害報告制度の創設

【令和9年4月施行】 ※令和8年3月公布予定

- ① 特別教育の受講者を「作業従事役員等」に拡大
- ② 危険有害業務従事者に対する教育の受講者を「作業従事役員等」に拡大
- ③ 構造規格等を具備しない機械等の使用禁止を「作業従事役員等」に拡大
- ④ 危険な機械等に係る定期自主検査等の実施者を「個人事業者」に拡大
- ⑤ 混在作業（個人事業者等の混在も含む。）が行われる場所を管理する事業者による連絡調整等の措置の創設

家内労働法と労働安全衛生法の適用関係について

- 家内労働法の「家内労働者」や「補助者」、「委託者」は、従来より、安衛法上、適用除外とはされておらず、一部の規定については重畳適用される場合がある。
【例：安衛法第42条（機械等の譲渡等）⇒委託者、安衛法第61条（就業制限）⇒家内労働者、補助者】
- 「家内労働者」や「補助者」は今回の改正で新たに定義された「個人事業者」、「作業従事者」、「作業従事役員等」に含まれる場合があるため、労働者と同一の場所で作業を行う場合には、重畳適用される場面が拡大される。
- 今回の改正に係る条文のうち、重畳適用される規定について、その関係は以下のように整理されるところ、両法の円滑な施行のため、改正労働安全衛生法の施行に際し、重畳適用の考え方を通達で示すこととする。

《家内労働法、労働安全衛生法の主な規定に関する適用関係》

	改正労働安全衛生法	家内労働法	両法の適用関係
目的	労働者の健康と安全の確保	家内労働者の労働条件の向上	○ 趣旨目的が異なるため、「一般法」と「特別法」の関係にはない
対象者	【事業主体】 事業者、個人事業者、注文者、請負人 【作業主体】 労働者、作業従事者、作業従事役員等	【事業主体】 委託者、家内労働者 【作業主体】 家内労働者、補助者	○ 家内労働者は個人事業者、請負人、作業従事者、作業従事役員等のいずれにも含まれる ○ 補助者は作業従事者に含まれる
家内労働者等への適用	労働者と同一の場所で作業を行う場合に適用	作業場所を問わず適用	○ 労働者と同一の場所で作業を行う場合には両法の適用あり
両法に規定がある措置	・ 構造規格等を具備しない機械等の使用禁止（法42）【義務】	・ 使用機械等についての構造規格等の具備（則17）【努力義務】	○ 両法のうち、水準の高い方の措置内容（同等の場合もあり）を満たせば、他方をも満たす
	・ 死傷病報告（則98の2～則98の6等） ・ 監督署等への申告（法97）	・ 死傷病届（則23） ・ 監督署等への申告（法32）	○ 趣旨目的等が異なるため、それぞれの法に基づく措置を実施する必要あり
一方のみに規定がある措置	・ 元方事業者（法30条の2）や作業場所管理事業者（法30条の4）による措置	-	○ それぞれの法に基づく措置を実施する必要あり
	・ 定期自主検査（法45）	-	
	・ 特別教育（法59）	-	
	-	・ 保護具等の使用（則19）	

家内労働法と労働安全衛生法の適用関係を明確にするため、施行通達等に盛り込むべき事項

○総論

《適用の基本的な考え方》

- ・ 家内労働法と労働安全衛生法はそれぞれ、趣旨目的が異なるため、適用除外は行わず、労働者と同じ場所で作業を行う家内労働者や補助者については、両法を適用する。

《用語の定義》

- ・ 安衛法改正により新たに位置付けられた「個人事業者」、「請負人」、「作業従事者」、「作業従事役員等」には「家内労働者」が含まれる。
- ・ また、「作業従事者」には「補助者」が含まれる。

○各論

《両法に基づく規定が適用される場合の考え方について》

- ・ ある事項について、同様の目的から規定が定められている場合には、水準が高い方の措置を講じれば、もう一方の措置を実施したことになる。
- ・ 災害報告など、類似の規定であるが趣旨目的が異なるものについては、報告主体や報告先等も異なるため、それぞれの法に基づき対応する必要がある。

《一方のみが適用される場合の考え方について》

- ・ 一方のみに存在する規定については、それぞれの法に基づき対応する必要がある。